



2021年5月11日

各 位

会 社 名 スターゼン株式会社
代表者名 代表取締役社長 横田 和彦
コード番号 8043 (東証第一部)
問合せ先 執 行 役 員
 管 理 本 部 長 佐奈 常裕
 (TEL 03-3471-5521)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更に関する件」を2021年6月29日開催予定の第82回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 事業戦略の多様化等に合わせ、取締役会において選定できる役付取締役の範囲に柔軟性を持たせるため、第23条を変更するものです。
- (2) 新型コロナウイルスの流行や地震等の不測の事態により株主総会の開催が困難になる場合等に備える必要が生じたことを契機として、機動的な剰余金の配当等を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項各号の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により定めることができるよう、第48条を変更するものです。
- (3) 会社法等に規定される事項の重複記載を避けるため、第8条第2項②、第27条、第38条を削除するものです。

2. 変更の内容

変更内容は、次頁の表のとおりであります。

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2021年6月29日(予定)
定款変更の効力発生日	2021年6月29日(予定)

以 上

【変更の内容】

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>第 8 条(单元未満株主の権利) 2. <u>②剰余金の配当を受ける権利</u></p> <p>第 23 条(代表取締役及び役付取締役) 2. 取締役会の決議によって、<u>取締役 会長 1 名、取締役副社長、専務取締 役、常務取締役各若干名を選定する ことができる。</u></p> <p>第 27 条(取締役会の権限) <u>取締役会はすべての取締役で組織 され、次に掲げる職務を行う。</u> (以下、省略)</p> <p>第 38 条(監査役会の権限) <u>監査役会はすべての監査役で組織さ れ、次に掲げる職務を行う。ただし監 査役の権限の行使を妨げることはで きない。</u> (以下、省略)</p> <p>第 48 条(剰余金の配当) (第 1 項追加)</p> <p>剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の 最終の株主名簿に記載または記録 された株主または登録株式質権者 に対して支払う。</p>	<p>第 8 条(单元未満株主の権利) 2. ② (削除)</p> <p>第 23 条(代表取締役及び役付取締役) 2. 取締役会の決議によって、<u>役付取 締役若干名を選定することがで きる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第 46 条(剰余金の配当等) <u>当社は剰余金の配当等会社法 第 459 条第 1 項各号に定める事項 については、法令に別段の定めが ある場合を除き、取締役会の決議に より定めることができる。</u></p> <p>2. (現行の第 1 項と同一)</p>